

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|-------------|------|------|--------------|-------------------------|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | |
| (処分基準) | | | | | | |
| ○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (指示等) | | | | | | |
| 第38条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三(第五項を除く。)若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し若しくは次に掲げる行為をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三(第五項を除く。)の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。 | | | | | | |
| 一 その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。 | | | | | | |
| 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。 | | | | | | |
| 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をすること。 | | | | | | |
| 四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの | | | | | | |
| 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三(第五項を除く。)若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。 | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|-------------|------|----|--------------|-------------------------|-----|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | | |
| <p>3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、連鎖販売取引の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一 第一項各号に掲げる行為</p> <p>二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>4 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項又は同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、第四項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> | | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|---|-------------|------|-----|--------------|-------------------------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 |
| ○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (連鎖販売取引における氏名等の明示) 第33条の2 統括者、勧誘者（統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につ いて勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。）又は一般連鎖販売業者（統括者又は勧誘者以外の者 であつて、連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。）は、その統括者の統括する一連の連鎖販売 業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、統括 者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称（勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、 その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称を含む。）、特定負担を伴う取引についての契約の 締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしな ければならない。 (禁止行為) 第34条 統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につ いての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくは そのあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個 人との契約に限る。以下この条及び第三十八条第三項第二号において同じ。）の締結について勧 誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、 次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品 質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容 その他これらに類するものとして主務省令で定める事項 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項 三 当該契約の解除に関する事項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項か ら第五項までの規定に関する事項を含む。） 四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手 方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの 2 一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につ いての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引につ いての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連 鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契 約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。 4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結につ いて勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所 以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対 し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはなら ない。 | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|-------------|------|----|--------------|-------------------------|-----|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | | |
| (連鎖販売取引についての広告) 第35条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。 一 商品又は役務の種類 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項 三 その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 (誇大広告等の禁止) 第36条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、その連鎖販売業に係る商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担、当該連鎖販売業に係る特定利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。 (承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等) 第36条の3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。 一 相手方となる者の請求に基づき、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「連鎖販売取引電子メール広告」という。）をするとき。 二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。 | | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|---|-------------|------|----|--------------|-------------------------|-----|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | | |
| <p>4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務の全てにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。</p> <p>一 連鎖販売取引電子メール広告をするにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務</p> <p>二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務</p> <p>三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務</p> <p>第36条の4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。</p> <p>一 相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。</p> <p>2 前条第二項から第四項までの規定は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者による連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。</p> | | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|---|-------------|------|------|--------------|-------------------------|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | |
| (連鎖販売取引における書面の交付) | | | | | | |
| 第37条 連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者。第三項において同じ。）は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。 | | | | | | |
| 2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下この章において「連鎖販売契約」という。）を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。 | | | | | | |
| 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項 | | | | | | |
| 二 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項 | | | | | | |
| 三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項 | | | | | | |
| 四 当該連鎖販売契約の解除に関する事項（第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。） | | | | | | |
| 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 | | | | | | |
| 3 連鎖販売業を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は当該連鎖販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該連鎖販売業を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。 | | | | | | |
| 4 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該連鎖販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連鎖販売契約の相手方に到達したものとみなす。 | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

| | | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|-------------|------|----|--------------|-------------------------|-----|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | | |
| ○特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年省令第89号) (連鎖販売取引における禁止行為) 第87条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において「連鎖販売業に係る連鎖販売契約」という。）について迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げること。 二 連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の解除を妨げるため、法第三十四条第一項各号に掲げる事項につき、故意に事実を告げないことを唆し、又は不実のことを告げることを唆すこと。 三 連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させることを唆すこと。 四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならぬ場合において、その書面を交付しないことを唆し、又は同条第一項又は第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。 五 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結させること。 六 連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。 七 連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。 八 連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。 イ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。 ロ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。 ハ 当該連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方これを勧誘すること。 | | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|-------------|------|------|--------------|-------------------------|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | |
| <p>九 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により電子計算機を用いて送信することにより行われる連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電子計算機の操作（連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該連鎖販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。</p> <p>十 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該連鎖販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと。</p> <p>十一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、法第三十六条の四第一項及び同条第二項で準用する法第三十六条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行つている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。</p> <p>十二 法第三十七条第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為</p> <p>ロ 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第三十四条第一項に規定する行為を除く。）</p> <p>ハ 威迫して困惑させる行為（法第三十四条第三項に規定する行為を除く。）</p> <p>ニ 財産上の利益を供与する行為</p> <p>ホ 法第三十七条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）</p> <p>ヘ 第八十三条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に不当な影響を与える行為</p> <p>ト 第八十三条第三項の確認をせず、又は確認ができない連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為</p> <p>チ 偽りその他不正の手段により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為</p> | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

| | | | | 資料番号 | 4-1 | 担当課 | 県民生活課 |
|--|-------------|------|----|--------------|-------------------------|-----|-------|
| 法令名 | 特定商取引に関する法律 | 根拠条項 | 38 | 不利益処 分の種類 | 連鎖販売取引に係る業務改善 指示及び公表 | | |
| (権限委任) ○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (都道府県が処理する事務) 第68条(省略) ○特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号) (都道府県が処理する事務) 第42条(省略) | | | | | | | |